

## 報告第 2 号

### 専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定されている事項について次のように専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 4 年 8 月 19 日報告

白井市長 笠井 喜久雄

## 専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定されている事項について、次のように専決処分する。

令和4年7月8日

白井市長 笠井 喜久雄

### 損害賠償の額を定めることについて

#### 1 相手方

印西市浦部1028番地の2

株式会社 I . G . O .

代表取締役 村越 弘明

#### 2 事案の概要

令和4年6月6日に契約した舗装修繕工事（R4-1）について、設計の誤りによる違算が判明したため、入札の公正性確保の観点から、本件工事の契約を解除した後、建設工事請負契約約款第46条第2項に基づき、契約解除により生じる相手方の損害を賠償するもの。

#### 3 損害賠償の額 金347,952円